

Title	『19世紀のリモージュ焼：職人仕事と工場との間で(LA PORCELAIN DE LIMOGES AU X IXe SIECLE : ENTRE ARTISANAT ET INDUSTRIE)』抜粋翻訳
Author	久末 弥生
Citation	創造都市研究：大阪市立大学大学院創造都市研究科紀要. 11 巻 1 号, p.1-6.
Issue Date	2015-06
ISSN	1881-0675
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学創造都市研究会
Description	特集研究資料
DOI	

Placed on: Osaka City University

大阪市立大『創造都市研究』第11巻第1号（通巻16号） 2015年6月

■ 特集研究資料 ■

1頁～6頁

『19世紀のリモージュ焼：職人仕事と工場との間で (LA PORCELAINE DE LIMOGES AU X^e IX^e SIECLE: ENTRE ARTISANAT ET INDUSTRIE)』 抜粋翻訳

久末弥生（大阪市立大学大学院・創造都市研究科・准教授）

Traduction extraite de «LA PORCELAINE DE LIMOGES AU X^e IX^e SIECLE: ENTRE ARTISANAT ET INDUSTRIE»

Yayoi HISASUE (Associate Professor, Graduate School for Creative Cities, Osaka City University)

【キーワード】

フランス社会法、リモージュ焼、アソシアシオン、労働組合運動

【mot-clé】

législation sociale en France, porcelaine de Limoges, association, syndicalisme

I. はじめに

リモージュ焼は、フランスを代表する高級磁器である。19世紀後半、リモージュは産業都市として全盛期にあった。リモージュ焼が黄金時代を迎える陰で、磁器産業を支える人々の労働環境は過酷なものだった。こうした状況は、フランスにおいて社会法（労働法、社会保障法など）の整備を促すことにつながった。

アドリアン・デュブーシェ国立磁器美術館 (Musée national de la porcelaine Adrien Dubouché) の文化課 (service culturel) が2004年に教育用資料 (dossier pédagogique) として発表した『19世紀のリモージュ焼：職人仕事と工場との間で』¹からは、磁器産業に沸く当時のリモージュに生きる人々の様子が鮮やかに伝わってくる。本書では、全49頁の資料のうち、社会法の整備に関連する部分について、抜粋翻訳として紹介したい。



アドリアン・デュブーシェ国立磁器美術館

II. 翻訳

1. 磁器産業のオーナーたちと労働者たち(資料7~12頁)

● 労働者たち

労働者たちの仕事と生活環境は、19世紀を通じて変化を経験した。

19世紀において磁器産業はリムーザン地方のトップ産業であり、同産業はその地方に不可欠な労働者たちを雇い入れた。このように、1840~1850年には5000人以上の労働者たちが磁器工場で働き、1897年には1万1650人になった。

● 異なる部門の労働者たちと賃金

磁器製造に関係する会社では、大きく3部門の労働者たちが働いていた。

カオリン鉱床の男女の労働者たちは、約1000人だった。その作業所は、田園地帯にあった。その仕事は何よりもまず、適任者がほとんどいないほど、身体的な持久力を要求した。賃金は乏しかった(19世紀末には、男性で日給1.5~2フラン、女性で1フラン以下、子どもで0.5フラン)。1900年に24か所あった素地の製粉所は、約1000人の労働者たちを雇っていた。彼らの日当は、2~3フランの間だった。

最も多かった工場労働者たちは、非常に異なる仕事を行い、非常に多様な報酬を受け取っていた。フランソワ・アリユオー(François Alluau, 1778-1866)自身の工場の1855年の調査では、10以上の部門が存在した。オブジェの創作や装飾に多かれ少なかれ関与する資格のある磁器労働者たちは、区別されなければならない。

最も資格が必要な仕事は、装飾に関連するものだった。絵付工、粉末工、転写工、研磨工たちは、長期の見習い養成を受けた。彼らはエリート労働者となり、自分たちの職業的価値を自覚していた。それに対して、ほとんど資格を持たない多くの労働者たちは、特別な知識を持たない作業員の群れとなったが、大抵の場合は田舎から最近移住してきたばかりの者だった。事実、カセット(cassette、焼成品を直火から守る耐火容器)工、はめ込み工、窯入れ工、ボイラーマン、研磨工など、非常に骨の折れる職人仕事を伴う焼成に関する仕事には、多くの作業員が必要だった。仕上げ加工は、ろくろ工、成形工、絵具工といった、より資格のある労働者たちによって行われた。

職人仕事の賃金は、求められる資格、性別、年齢、製造所、期間によって異なる。1900年頃の磁器労働者たちの平均賃金は、男性で4.75フラン、女性で2.20フランだった。最も賃金の低い作業員たちが日当3フランである一方、最高賃金の8フランを受け取る者たちもいた。

全体的に見て女性の賃金は、同じ仕事の男性の半分以下だった。労働者たちは、より資格のいらない反復的な職人仕事に従事した。例えば、サン・イリュエ(Saint-Yriex)採石場では、彼らはカオリンを頭に乘せて運んだ。優美な装飾技術がプリント技法によって簡略化されると、装飾家という職人仕事に大勢の女性が従事するようになった。そこには依然、ためらいがあった。19世紀末、アトリエ(atelier、作業場)には絵付を行う多くの女性がいたが、その仕事が非常に機械化され非常に価値を下げたことを、当時の彼女たちはよく分かっていた。

アラン・コルバン(Alain Corbin, 1936-)は、自分たちのリズムで仕事をする小さなアトリエの存在、作品に対して支払われるという手間仕事の重要性、自分たち自身で助手を選ぶという労働者の自主独立によって特徴づけられる、磁器製造人の半職人仕事の性質を力説した。つまり、磁器労働者たちの店には、作業の不均質性や厳しい階級化によって強められた、仕事の相対的個性化が存在した。この個性化は、技術的な能力の差を示すと同時に、コルバンが「軽蔑の連続(cascade du mépris)」と呼ぶものを維持する、非常に幅広い賃金によって助長された。確かに、自分を芸術家と考える装飾家と、僅かな報酬のために辛い仕事をする被用者の間に、共通点は何も無かった。相変わらずの職人仕事という性質が、工場に大勢の労働者を集中させるために小さなアトリエが姿を消す19世紀末になるまで、厳しい規律を命じる行政立法(règlements)が

採択されなかった原因である。

● 労働時間

それは、国の法律で定められていた。

1848年の法定労働時間は、1日12時間だった。1900年3月30日法が、1日の法定労働時間を10時間に定めた。同法は、日曜日を週休と認めた。それにもかかわらず、特に窯仕事に従事する労働者たちは同法の適用を除外された。焼成が間断なく行われたからである。したがって、1900年に窯で働く男たちに求められる平均労働時間は週におよそ65時間、そのうち24時間が夜勤だった。

● 児童労働

1841年法 (la loi de 1841) は、児童労働を規制する。同法は8歳未満の児童労働を禁止し、8歳以上12歳未満の児童労働時間を1日8時間まで、12歳以上16歳未満については12時間までと定めた。1841年法は、リムーザン地方では尊重されなかった。というのも、1846年に視察官が、8歳以上12歳未満の子どもと12歳以上16歳未満の子どもの仕事が同じであると指摘したからである。他の社会法 (lois sociales) も、全くうまく適用されなかった。そこで1851年2月22日法 (la loi du 22 février 1851) は、見習いを規制した。14歳未満の子どもはもう1日10時間しか働けないし、14歳以上16歳未満の子どもが12時間までである。同法はまた、夜間・日曜・祝日の仕事に16歳未満の子どもを雇うのを禁止した。1874年法 (la loi de 1874) は10歳未満の児童労働を禁止し、10歳以上14歳未満の児童労働時間を6時間に制限した。夜勤は禁止され続けた。これらの法がリモージュでは、非常に不十分にしか、あるいは全く適用されなかった。

一般的な流儀として (よそと同じく) 磁器産業の中で、子どもはひどく扱われた。子どもが、助手となる労働者に区分されたからである。助手はしばしば、絶え間ない労働を求められた：磁器のろくろを動かし、回転させるための素地を打つのは子どもたちだった。実際、子どもは大人と同じ時間働いた。古い写真は、資格のある労働者のそばにいる幼い助手の存在を示す。ひどく扱われたのは、サン・イリュエにあるカオリンの採石場で働く子どもたちも同じだった。彼らは採石場の深さ10～15メートル底まで降り、土でいっぱいの小さな木箱を頭に載せて運んだ。

子どもの境遇が変わるには、1881～1882年のジュール・フェリー (Jules Ferry, 1832-1893) による一連の学校教育法 (lois scolaires) の制定を待たなければならなかった。12歳までの義務教育は、その年齢前の児童労働を事実上禁止した。1892年11月2日法 (la loi du 2 novembre 1892) は、13歳以上または当事者が学校教育証明書を既に得ていれば12歳の児童労働を認めた。この立法のおかげで、世界の子どもたちの境遇は、特に1880年代以降に改善された。

● 磁器労働者たちの生活環境

衛生状態

多くの工場は、不衛生だった。というのもそれらは大抵、工場になることを想定されていなかった古い建物を再利用し簡単に改造して導入されたからである。重大な問題は、工場の換気が不十分なことだった。磁器のアトリエでは、大気中に白い粉が常に浮遊していた。結核によって引き起こされる健康被害の一端は、工場にあった。1887～1897年の間に実施された公衆衛生管理委員会 (Conseils d'hygiène publique et de salubrité) による審議の結果、1900年に出された統計表が、その点について多くを物語っていた。それは、リモージュのすべての職業の人々が病気にかかるかどうかを示すものだが (例えば靴屋や仕立屋)、ある部門の磁器労働者たちは他の者たちよりも重い税を払った。ほろ (grain、焼成中に匣鉢の上部から器物の上に落ちた粘土) の研磨工は80%以上が結核で死亡し、平均死亡年齢はたったの38歳だった。報告書の著者は、焼成の間に磁器に生じる黒い斑点を消すために使われるろくろから出る粉末を非難した。しかし彼は、他の説明を付け加えた。その仕事が長期の見習いを必要とするので、若いうちから初期症状にあることに、彼は言及した。「例えば最低15歳からその仕事をしてきたならば23年間その仕事をするということになるというように、

はろの研磨工が38歳で死ぬことは前もってほとんど知られていない。」これに対して、粉末があまり存在しないアトリエで働く女性絵付工の死亡率が高いことを説明するのは、もっと難しい。われわれはおそらく、著者が力説するように、アトリエ内にはびこる不衛生と使用禁止にすべき痰壺を非難できるだろう。

脊柱側湾症、リウマチ、結膜炎といった他のいくつかの病気も、磁器産業の男女の労働者たちに広がった。磁器労働者たちは特に、珪肺症に襲われた。（シリカ含有量が高い）磁器粉末の吸入に関連したこの病気は特に、多くの金メッキ工、はろの使用者、窯入れ工を多く苦しめた。粉末工のような労働者たち（つまり、装飾のアトリエで、白い磁器に後からまた着色される多彩な印象の絵具を手でまぶすことを担当する労働者たち）は、鉛中毒で苦しんだ。確かに、粉末の絵具は鉛のホウケイ酸を含み、労働者たちは鉛中毒の原因である絵具の粉末を吸っていた。1895年の公衆衛生委員会の報告書は、労働者たちが「腎臓や脳の変質による強烈な内臓の痛みと、それらが引き起こす部分的な痙攣や麻痺」に苦しんでいるとし、「健康を回復したいならば、儲かるけれどもあまりに危険なその職を捨てなければならない」と注意を促した。（1883年リムーザン年鑑）。それらの害毒には、すべての職業で見られ磁器に関する職業もそこに含まれていた、アルコール中毒を付け加えなければならない。

住宅

リムージュには、19世紀末の北フランスや東フランスで見られた労働者用共同住宅地に匹敵するような労働者地区がなかった。リムージュ唯一の労働者用共同住宅地は、モンジョビ（Montjovis）地区に1909年に建設されたものだった。磁器労働者たちは、リムージュの町外れの狭い道にある陰気な家に住んだ。ポール・デュコーシュー（Paul Ducourtieux, 1846-1925）は、次のように描写した。「大抵は、ものすごい高さの木造の家で、暗くて悪臭のする路地の道幅と釣り合っていない。細い階段はごみで満たされ、むき出しの古い紙で覆われた壁で、換気の悪い家だった。」（ポール・デュコーシュー、1925年）。ジュール・テクシエ（Jules Texier）は「労働者住宅（Logements ouvriers）」という題の記事の中で、悲惨主義（misérabilisme）をエスカレートさせながら描写した。「家族たちは、岩をくりぬいて作った住まいよりずっと劣悪な、掘っ立て小屋のようなウサギ小屋の中でひしめいている。ひどい悪臭を放つごみの山、母親と5～6人の子どもたちに占拠された粗末で汚れたベッド、あるいは残りの家族が足元で寝る、複数の病人が横たわる唯一のベッドで場所をふさがれた家である。」

読み書き教育

リムーザン地方では、人々の教養レベルは低かった。1848年には、同地方の住民の74.4%、田舎の人口の90%は読み書きできなかった。1901年にも依然として、オート・ヴィエンヌ県（Haute-Vienne、リムーザン地方の県。県庁所在地はリムージュ）は、読み書き教育に関してフランス全土で下から2番目だった。こうした状況において、読み書きできない磁器労働者たちのパーセンテージはささいなことだった。1848年には30.4%しかいなかったし、この数字は19世紀末まで変わらなかった。1881～1882年の学校教育法がおそらく、読み書きできない人々の総数を下げたが、1883年にはまだ30%だった。20世紀初めには、多くの若者たちや子どもたちが読むことも書くことも知らなかった。磁器労働者たちの間では、作業員たちがしばしば読み書きできないとしても、絵付工たちはそうではなかった。絵付工たちは真のエリート労働者で、発達した初等教育を受けていた。最後に、多くの労働者たちが方言を話した。

● 磁器労働者たちと労働組合運動

最初の組合（syndicat）の登場前、19世紀初めの結社活動の重要性および多様性を指摘することができる。1821年に磁器労働者たちは、最初の共済組合（société de secours mutuel）を設立した。それは「芸術家（artistes）」つまりより資格のある労働者である、装飾の専門家たちによるものだった。1848年には、製造協同組合（coopératives de production）が生まれた。これらは、1844年にクルーズ県のブサックに印刷所を設立

したルルー（Pierre Leroux, 1797-1871）によって地方で引き継がれた、フーリエ（Charles Fourier, 1772-1837）の思想から着想されたものだった。協同組合のうち最も長く続いた1つが、全員が磁器に関する職業に属する約40人の労働者たちによって1850年に設立された、「アソシアシオン（Association、組合）」になった。各々が、活動費100フランを出資しなければならなかった。3～4年後に「組合員たちの競争心と無私無欲のおかげで」、この協同組合は良質の磁器を製造し、大きな利益を得た。アソシアシオンを援助するために、ダンジェ（David d'Angers, 1788-1856）は自らの彫刻作品「共和制（La République）」の原型を寄贈した。けれどもこの協同組合は、労働者賃金に関して困難な状況にぶつかり、不和の結果、1869年に消滅した。同年代には別の製造協同組合が生まれたが、1865年に消滅した。結社活動は、19世紀においてとても重要な空想的社会主義（socialisme utopique）の普及に含まれる。

最初の大規模なストライキは、ストライキ法が認められた1864年に、磁器商の店で起こった。それは、「割れ（fente）」のストライキと呼ばれるものだった。磁器商の店主たちが、焼成の粗悪な作品の割れのせいである赤字部分を店員たちの賃金から差し引いたので、ストライキは引き起こされた。

1868年には、リモージュの代表者5人が第4回バーゼル国際会議に出席した。

最初の労働組合は、1870年に設立された。それは「イニシアティブ（L'Initiative）」という名前で、磁器労働者たちを1つにまとめた。だがパリ・コミューンの失敗は、労働者運動の後退をもたらした。回復し始めるには、1890年まで待たなければならなかった。組合設立の許可は、1884年にさかのぼる。しかし、インターナショナル（Internationale、国際労働者同盟：Association internationale des travailleurs）に加盟するリモージュ労働組合連盟（Fédération des syndicats ouvriers de Limoges）が設立されたのは1893年のことだった。その時から、組合員数は増えていった。1891年には470人しかいなかった組合員数は、1894年には2300人になった。それにもかかわらず、リモージュでは、労働組合運動はどちらかと言えば穏やかだった。1895年にはまた、リモージュが、職業連盟と労働組合会館ユニオンによる第7回労働組合会議の本部に選ばれた。9月27日に同会議は、労働総組合（Confédération générale du travail：CGT）という名前の統一組織の誕生を決定した。その日から、リモージュでの労働組合運動の飛躍が始まった。1894年に2300人だった組合員数は、1900年に3000人、1902年に4130人、1905年には6000人になった。この発展は、女性の加入に起因した。例えば、1905年に彼女たちは、磁器労働組合「イニシアティブ」の組合員数の42%に相当した。1900年のリモージュの労働者運動のリーダーたちは磁器工場の出身で、彼らはマルクス主義の主張とりわけ階級闘争を自分たちのものとして取り入れた。

1896年の1年間を通じて、リモージュでは労働組合会館が開館した。図書室、パーティ、特に磁器に関する職業のための研修など、さまざまな活動が労働者たちに提案された。それはまた、失業者たちへの救援物資の配布にも携わったし、職業紹介所を持っていた。

労働組合運動の飛躍は、1895～1896年およびとりわけ1902～1905年の間に、数多くのストライキを伴った。1905年のストライキは最も激しく、最も深刻なものとなった。死者が1人、出たからである。フランスや外国の新聞がリモージュのストライキ紛争をスキャンダルとして報じたので、リモージュは「左翼の都市（ville rouge）」と評判になった。ペルーア（Louis Pérouas, 1923-2011）は『リモージュ史（Histoire de Limoges）』の中で、次のように章を締め括る。「歴史家には少し非現実的に思われるその闘争が重要なのは、リモージュの歴史の1つの時代である、われわれに近い時期の終わりを見てショックを受けた後、われわれが磁器に関する過程と労働者の闘争心の衰えを呼び起こすことができるからである。」（『リモージュ史』252頁。）

2. フランスの社会法（資料42頁）

- 1841年……児童労働に関する児童保護のためのギゾー法（loi Guizot）。同法は、20人以上の労働者を雇う工場において、男女両方の児童労働を規制した。8歳未満の児童を雇ってはならなかった。8歳以上

12歳未満の労働時間は、1日12時間を超えてはならなかった。13歳までは、夜勤を禁止された。同法は適用除外を認めたので、適用状況が非常に悪かった。

- 1848年……3月2日法 (loi du 2 mars)。工場および製作所のすべての労働者について、法定労働時間を1日12時間と定めた。1848年6月以降、同法はもはや適用されなかった。
- 1852年……共済組合に関するデクレ (décret sur les sociétés de secours mutuel)。
- 1864年……連合およびストライキに関するエミール・オリヴィエ法 (loi Emile Ollivier sur le droit de coalition et de grève)。
- 1874年……女性および子どもの労働時間に関する法 (loi sur la durée du travail des femmes et des enfants)。同法は、日曜・祝日の児童労働を禁止した。同法により、県会 (Conseils Généraux) の所管する労働条件視察官 (inspecteurs du travail) が設置された。
- 1884年……組合に法的実在を付与するための、組合に関するヴァルデック・ルソー法 (loi Waldeck-Rousseau)。
- 1892年……女性および子どもの労働時間に関する法。下院と元老院との間の5年間の法律案の往復後に可決された同法は、工業のアトリエや鉱山での雇用年齢を13歳に引き上げた。同法は18歳未満の若者について、法定労働時間を1日10時間に制限した。同法は、18歳未満のすべての若者およびあらゆる年齢の女性の夜勤を禁止した。同法は、18歳未満のすべての子どもおよび女性に週休を拡大した。1874年に設置された労働条件視察官は、公務員となった。特に労働時間に関して、同法はうまく適用されなかった。
- 1900年……法定労働時間を1日10時間と定める、ミルラン法 (loi Millerand)。
- 1906年……日曜の休息を定める法。
- 1910年……労働者年金に関する法。
- 1919年……法定労働時間を1日8時間と定める法。



リモージュ焼の最古の窯元にて
(2014年12月撮影)

¹原文は、<http://pelerins-compostelle.com/pdf/Limoges.pdf> (最終閲覧日2015年10月31日) から参照できる。